

金融・証券制度の見直し

金融所得課税の一体化について

平成25年度および平成27年度の税法改正により、税負担に左右されずに金融商品を選択できるよう、異なる課税方式の均衡化を図る観点から、公社債等の課税方式を株式等の課税方式と同一化することとされました。

また、特定公社債等の利子および譲渡損益ならびに上場株式等の金融商品間の損益通算の範囲を拡大し、3年間の繰越控除ができることとなりました。

これに伴い、これまで可能であった上場株式と非上場株式の損益通算はできなくなります。